

降雹被害を受けた農業従事者に対する支援策を求める意見書

令和4年6月3日、本市をはじめとする関東地方において激しい降雹があり、本市において、農作物の被害が過去に経験のないほど発生している。

特に被害の大きい市内矢切地区では、キャベツに穴があき廃棄処分とせざるを得ない状況であり、ブランド品の矢切ねぎも今後の出荷に影響が出てくる。

高塚地区では、本市の名産である梨が夏の収穫時期を前に果実に傷が付くなど大きな被害が出ている。

本市の被害面積は合計で22.5ha、被害見込み金額は約1億6,500万円に上るが、これは農業従事者の自助努力では避けることができない。

このような農作物被害に対する支援策が現状不足している中で、このまま農業従事者の自己責任での対応を求めると農業経営に著しい影響を及ぼし、農業の継続そのものにも支障が出る。

本市としても支援策を構築しているところであるが、降雹被害等自然災害において、自助努力では避けることのできない被害を受けた農業従事者支援が必要である。

よって、本市議会は国及び千葉県に対し、下記事項について早期に実現を図るよう強く求めるものである。

記

- 1 自然災害による農作物被害への補償等の支援体制をさらに構築すること。
- 2 経営を圧迫されている農家に対して、営農継続するために近年高騰している資材や肥料費等の支援策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月30日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣 あて
農林水産大臣

衆議院議長
参議院議長
千葉県知事